



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株式会社 S J ホールディングス
代表取締役社長 李 堅
(J A S D A Q ・ コード 2 3 1 5)
問い合わせ先：経営企画室 近衛 伸賢
03-5781-7311(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の趣旨及び目的

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、本店を東京都中央区においておりましたが、経営合理化策の一環として、平成 18 年 5 月に子会社を含め本社機能を東京都品川区に移転したことに伴い、第 3 条(本店所在地)を変更するものであります。
- (3) 「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が施行されたことに伴い、定款に定めを設ければ、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への周知を図るため、第 13 条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
- (5) 取締役の任期を短縮することにより、経営責任を明確にし、経営環境の変化に機動的に対応できる体制を確立するため、第 17 条(任期)を変更するものであります。
- (6) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が施行されたことに伴い、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略できるようになりましたので、迅速な意思決定を可能とするため、第 20 条(取締役会の決議方法)を変更するものであります。

(7) 「会社法」(平成17年法律第86号)に基づき、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社に対する賠償責任を法定の範囲内で取締役会の決議により軽減できることを可能とするため、第26条(取締役の責任免除)および第37条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

また、社外取締役および社外監査役の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役との間で賠償責任軽減契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、本件規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(8) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)に基づき、補欠監査役の選任決議の効力を伸長するため、第30条(補欠監査役の予選の効力)を新設するものであります。

(9) 「会社法」(平成17年法律第86号)が施行されたことに伴い、会計監査人の責任を合理的な範囲にとどめることが可能となり、会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、会計監査人との間で賠償責任軽減契約を締結できる旨の規定として第42条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。

2. 変更の内容

(線部分が修正箇所)

変 更 案	現 行 定 款
第1章 総 則	第1章 総 則
(本店所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都品川区</u> に置く。	(本店所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都中央区</u> に置く。
(公告方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株式および端株	第2章 株式および端株
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、1,410,000株とする。	(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、1,410,000株とする。
(自己の株式の取得) 第6条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(自己株式の取得) 第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(新設)
(基準日) 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会	2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議

の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

- 第9条 当社は、株式および端株につき株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当社の株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式および端株に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第10条 (現行どおり)

第3章 株主総会

(招集)

- 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第12条 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第14条 (現行どおり)

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(削除)

によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(名義書換代理人)

- 第8条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。
- 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
 - 3 当社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第9条 (条文省略)

第3章 株主総会

(招集)

- 第10条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

第11条 (条文省略)

(新設)

(決議の方法)

- 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

- 第13条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。
- 2 株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名または記名押印または電子署名を行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社は、取締役会を置く。

第17条 (現行どおり)

(選任方法)

- 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第21条 (現行どおり)
- 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(削除)

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- 2 取締役会の決議によって、取締役社長1名を置

第4章 取締役および取締役会

(新設)

第15条 (条文省略)

(選任方法)

- 第16条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
 - 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠または増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

- 第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(新設)

(取締役会の議事録)

- 第21条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。
- 2 取締役会の決議により、取締役社長1名を置

き、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 (現行どおり)

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第27条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

第28条 (現行どおり)

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選の効力)

第30条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 (現行どおり)

き、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 (条文省略)

(報酬および退職慰労金)

第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(新設)

第5章 監査役および監査役会

(新設)

第25条 (条文省略)

(選任方法)

第26条 監査役は、株主総会において選任する。
2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(新設)

(任期)

第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第28条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要が

<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(監査役会の議事録)</p>
<p>第35条 (現行どおり)</p>	<p>第31条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第32条 (条文省略)</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>(新設)</p>
<p>(会計監査人の設置) 第38条 当社は、会計監査人を置く。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(選任方法) 第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(任期) 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(会計監査人の責任免除) 第42条 当社は、会社法427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(新設)</p>

る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第44条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し行う。

(中間配当)

第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第46条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払いの剰余金の配当および中間配当には、利息をつけない。

第6章 計算

(営業年度および決算期)

第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当金)

第35条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。

(中間配当)

第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間等)

第37条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日より満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

- 2 未払いの利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成18年6月29日(木曜日)

定款変更の効力発生予定日 平成18年6月29日(木曜日)

以 上